

税制調査会（第15回総会）議事録

日 時：平成29年11月15日（水）15時30分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○委員

ただいまから第15回税制調査会を開会いたします。

前回の総会では、国際課税のほか、9月以降に議論を重ねてまいりました「経済社会の構造変化に対する税制の対応」に係る「税務手続の電子化」や「個人所得課税のあり方」について、フリーディスカッションを行い、皆様から多くの御意見や貴重な御指摘をいただきました。田近委員からは、ICT化によって「税務手続の電子化」の話と「個人所得課税のあり方」の両方は関連しているという視点を出していただきました。と、とても重要だと思いました。ありがとうございます。

今回の総会にあたり、皆さんの御協力のもと、非常に精力的に御議論いただいたことで、おおかた現在の課題や今後に向けた方向性などについても認識の共有をすることができたのではないかと思います。特に事務局に対して、このたたき台のようなものをつくる過程で様々な御意見を頂戴いたしまして、それについて、できる限り皆様のお考えを反映させる形で文章を作ったという経緯もあります。本当に御協力ありがとうございます。

そこで、本日の総会は、前回の総会で御了承いただきましたが、取りまとめに向けた起草形式での開催とさせていただきます。従いまして、議論のプロセスで様々なやりとりを自由闊達に行っていただくために、これは慣例に倣いまして、プレスの皆様には大変申し訳ありませんが非公開とさせていただきます。

ただし、これまで通り、この総会終了後の記者会見については、これを開催し、概略をプレスの皆様にお伝えするとともに、議事録につきましても、後日、発言者名を伏せた形で公開することとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

初めに、これまでの議論を「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②（案）」という形の報告書にいたしましたので、これを事務局から読み上げていただきたいと思います。

右肩の表示が総15－1となっているものです。また、参考資料もつけていますので、こちらも適宜御参照いただければと思います。

では、案文の読み上げをお願いいたします。

○事務局

（経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②（案）を朗読等）

○委員

どうもありがとうございます。

それでは、ここから、委員の皆様からただいまの読み上げ報告書につきまして、自由に御意見、御発言を頂戴したいと思います。この文書を作る際に皆様には御意見をそれぞれお聞きして、できるだけそれを反映させる形で作っております。なお何かありましたら御意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員

まず、細かいことから1つ。この中間報告②（案）（以下、「案文」という。）の冒頭で取り上げているのは個人所得課税改革の目的を「所得再分配機能の回復と多様な働き方に対応した仕組みづくり」と置いているのですが、案文の最後の議論が財源調達の話になっていると思うのです。別に財源調達機能がだめだと言うつもりはありませんが、ただ、所得課税改革の主眼はどこにあったかといえば、いかに所得再分配機能の回復と多様な働き方に対して中立な制度をつくるのかということにあったので、ここは「おわりに」のところできちんと確認しておかないと、入口と出口が違うという話になってしまうと思います。

もっと細かいことを言うと、その上の（4）に「個人住民税のあり方」と書いてありますが、これは所得計算上の控除のあり方にかかわる議論なので、むしろ（2）の「働き方の多様化等を踏まえた個人所得課税のあり方」で所得税の話、給与所得控除の話を書いているので、そちらの方に持っていった方が収まりはいい気がしたのですが、それは好みの問題だと思います。

あと、デジタル化を通じて、何のために所得捕捉をするかということですが、税を徴収するだけでなく、やはり総務省資料の説明にあった通り、社会保障の給付や児童手当などに活用するということが前提だったと思うので、そのあたりの記述が少し弱い。多分関連しているのは6ページの「行政機関間のデータ連携拡大」の議論になるのだと思いますが、書きぶりが弱いと思います。「行政機関間のデータ連携拡大」のところ、このあたりに社会保障と少し出ています。14ページの「個人住民税のあり方」でも社会保障の話がありますけれども、これは所得捕捉の問題ではなく課税ベースの定義の問題で、そこは違うので、ICT化を進めるという目的の一つの中において、やはり給付の適正化というところでも国民が利益を得るのだという旨をもう少し強調して良いのではないかと思います。

私が問題だと思ったのは、給与所得控除の話です。10ページの（2）の①で「働き方の多様化等を踏まえた所得計算のあり方」というところで、特に11ページですが、論点の入口は働き方の多様化です。結果的に、いわゆるフリーランスも含めて事業所得として所得を得る人がいて、もう一方では被用者として給与所得を受け取る人がいる。事業所得は必要経費を引く、給与所得は、いわゆる概算控除。ところが多様な働き方を想定していないという話から始まり、これからこういう副業が増えるという議

論になるのですが、結果的には給与所得控除の縮減と見直し、是正。それは給与所得の方を実際の経費に合わせる形で見直して、浮いた財源を人的控除に回すのだというロジックですが、この部分だけは、はっきり言って所得再分配機能の強化に関わる話と、いわゆる給与所得控除の性格を勤務経費の概算控除として位置付けるという、その立ち位置によると思うのです。

ところが、相変わらず事業所得と給与所得は違う計算の仕方をしているわけです。つまり、事業所得は必要経費を実額実費で引いていて、給与所得控除は概算で引いている。この違いは残っているので、これで働き方の多様性、いわゆる事業所得という形で所得を得たり、給与所得という形で所得を得たりという多様性に対応しているかということ、していないと思うのです。だから、入口では働き方の多様化に対応すると言っておきながら、終わりはどちらかということと人的控除と給与所得控除というか、所得計算上の控除との間のバランスの話をしているので、これはつながっていないのではないですかというのが私の意見です。

結果的には正直ベースで言えば、多様な働き方に対して、我々は多分宿題を残している。何が宿題かということ、事業所得と給与所得の統合というところは残っています。そこはやはり我々はこの問題に対応し切れていないのではないかと思ったのです。

○委員

ありがとうございます。

○委員

私の意見の前に今の質問に答えるのもおかしい感じがしますが、今の発言のポイントは、給与所得控除は概算控除なのに、事業所得は実費での控除になっているということですね。

○委員

そうです。

○委員

ここで言っているのは、働き方は多様で雇用的自営などの場合、その人たちは請負になってしまう。そうすると給与所得控除を適用できないので、では、どう考えたらいいかといったら、給与所得控除自身も小さくして行って、人的控除で面倒を見よう。そうすると、雇用的自営の人たちも人的控除で面倒を見てあげられる。だから、働き方が多様になっているので、やはり給与所得だけに着目した控除で手当てするのではなく、給与所得控除は減らして行って人的控除で面倒を見ていきたいと思います。そうすれば、雇用的自営の人たちも控除を適用できるのではないですかというコンテクストだと思いました。

答えてもらうのは後にして、私の意見は、案文はよく書けていると思いました。ただ、私だったらどこを拾い読みするかと思って考えてみると、4ページの提案を踏まえて納税申告のところですが、確定申告・年末調整の電子化がどれだけ便利なのだ

ろう。もう少し先に行くと、では、電子化が地方税とどう関係するのだろうか。それが8ページに、後で指摘しますけれども、出ているのです。

一番言いたかったのは4ページの「確定申告・年末調整手続の電子化」ですが、4行目から「規制改革実施計画」では年末調整について、被用者・雇用者を含めた社会全体のコスト削減の観点から、原則電子化を可能とする方向が示されており、その着実な実現を期待したい。その次に、医療費控除についてと書いてあって、その次のページに、一層簡便に電子申告につなげる仕組みの構築について、関係省庁において引き続き協議が行われることを期待したい。さらに次には、将来的に支払金額等がマイナポータルに入るようなことが実現する可能性がある。これは答申ですから、我々としては「確定申告・年末調整手続の電子化」を実現したいわけです。期待するのではなく実現したいわけですね。だから、ここはスタンスが違う。多分、私がこれを知らないで読むとすれば、どうなのだろう。税調は期待するだけかというように読むだろうなと思います。

あと5ページで、私はここでも指摘したし、重要な点は、所得情報がどのように個人の手にフィードバックされるのか。実はこれは事務局ともさんざん議論して、困らせているのですけれども、ここによく書いてくれていて、給与、報酬等の支払金額等がマイナポータルに入ってくることを期待したいと書いてある。私はマイナポータルに入るようにすべきだと書けばいいと思います。そうすれば、そういう情報があることで働き方の変化、多様化している状態に対応していくことができる。

加えていただきたいのは、では、地方税はどうなっているのかということで、8ページが一番下に給与支払報告書の電子的提出率の向上と併せて、特別徴収税額通知を電子化するとある。これも、同時に含めないと国民にとっては何が良くなるのか分からないと思います。

地方税の方に一言言わせていただくと、平仄が合っていないというか、やはり電子納税については法人と個人とに分けて議論しているわけです。だから読みやすくなっている。特に法人についてはワンスオンリーというのを強調していて、地方の方もいいことが書いてあります。ただ、やはり聞きたいのは、個人所得税と住民税の電子化がどうリンクするのか。そこを書いてもらわないと、何の利便性が高まるか分からないので、地方税の方も法人と個人は平仄を合わせる意味で分けて書く。そして、それが個人所得税とどうリンクするかに言及してもらいたいと思います。

まだありますけれども、趣旨としては、これを読む人間として、ポイントを拾い上げた時にまだメッセージが弱いというか、十分伝わり切れていないと思いました。

○委員

ありがとうございます。

○委員

やはりそこは見解の違いかもしれませんが、恐らく前提になってくるのは、

そもそも事業所得と給与所得の違い、経費の計算の仕方が違うということがまず大前提だと思うのです。前提になるのは、事業所得の捕捉が正確で、実は給与所得が過大に経費を見積もっているということであれば、給与所得控除を見直すというのが一つのやり方だと思うのですが、他方、いわゆるクロヨン問題と言われるような事業所得の方が正しいのかどうかということ。これも前提にして考えてしまうと、例えば高額な背広代はフリーランスであれば控除できるけれども、サラリーマンは概算だから控除できないですね。やはり経費の使い方、実費でやるか概算でやるかによって同じような仕事をしているのに経費の取り方が違うのではないか。もちろん、きちんと明細な会計、帳簿をつけている場合は良いですが、そうではないときはフリーランスとサラリーマン、どちらも支出の詳細がはっきりしていない場合に、片方は実費で控除するオプションがあって片方はないということになると、ここは一貫性がないのではないかと思ったのです。

○委員

事務局からお願いします。

○事務局

今の御議論は、給与所得の特定支出控除が入る前のまさに昭和40年代におっしゃるような御議論があって、当時は実額控除がサラリーマン、会社員には認められていなくて、給与所得控除だけがあった。その給与所得控除の水準が必ずしも高い水準ではない。おっしゃるように事業所得の方は背広代が経費として落ちるのだけれどもサラリーマンはそれが認められないという議論がありましたが、今の状況は背広代も含めて会社が必要経費だという証明をつけていただければ特定支出控除が適用できる状態になっています。そういう意味において、フリーランスの方とサラリーマンの方は、仮にサラリーマンの方で今の給与所得控除の水準の2分の1を超えるような高額の経費がかかっている方は実額の控除ができることになっているので、そこにおける事業所得者との差は無くなっているというのが実態です。

○委員

ありがとうございます。

○委員

制度上はそういうことになっているかもしれませんが、いわゆるサラリーマンにおいて、事業所得者と給与所得者における捕捉率の違いについての漠然とした不満というか格差があること自体は変わっていないと私は思っております。それはずっと言われ続けている話ですから、深く潜っているのかもしれませんが、私はそのこと抜きに、この問題が検討されるというのは、いささかどうかと思います。検討を進められることは結構ですが、まずはICTのさらなる活用によって所得捕捉を適正化すること、その取組みを進めることは欠かせないと思います。

○委員

ありがとうございます。

○委員

まさに今の事務局の説明の通りで、もしこの議論に整合性を持たせようと思ったら特定支出控除に対する言及がないと、つじつまが合わない気がします。

○委員

できる範囲でケアはしているということを記載していただきたいということですね。

○委員

あまり特定支出控除だ、自営業者との不公平があるではないかなどという話を始めると、結局、所得計算上の控除という本丸のところに話が及ぶ前に様々な批判が来て門前払い的に議論ができなくなる。これは過去の経緯です。

ですから、今回の書き方は私は悪くないと思っていて、そういう概算性だとか実費だとか、どちらが得しているのだとか、損しているのだとかという話ではなく、むしろ新しい働き方として「雇用的自営」という言葉に象徴されるような働き方が出てきて、あいにく、同じような仕事をしていて、ほぼ同じような収入を得ているのかもしれないけれども、給与所得という形で得るのか、雑所得ないしは事業所得という形で所得を得るのかという違いによって受けられる控除が違うところに給与所得控除の特殊性を浮き彫りにするところがポイントだと思います。

どちらが得か損かというより、むしろ新しい働き方が出てきて、しかも、それは同じような仕事をしているにも関わらず受けられる控除が違うということですね。だから、自営業者だってそれぞれの事業リスクを抱えながらやっているということだから、それは給与所得を受けている人とは違うリスクを抱えている。給与所得者だって、自営業者にない不自由さを甘受している。それはそれで分かっていることなので、それをここの話を持ち出すと收拾がつかなくなる。だから、むしろ、給与所得控除の特殊性をどこまでこれを概算でいいとするのかというレベルをまず見てみるべきだろう。

私は、本来は、給与所得控除の話は、ここの会議でもう何度も申し上げているように、公的年金等控除との併用という話をまず最初に取り上げるべきだと思っていますが、これは既に1ページ以降、その話の流れができていて、デジタルエコノミーに対応するという話からずっと来ていますから、給与所得控除と公的年金等控除の併用が所得計算上の控除で起こっていることが問題なのだといきなり大上段に入っていくのは話の流れからして非常に不自然なので、まずは働き方という話、これがデジタルエコノミーに変わってきて、給与所得控除と雇用的自営という働き方をしておられる方がそれを受けられないということの差異にまず着目するというところに11ページは言及していくのは非常に自然だと思います。

特に給与所得控除が問題なのだといきなり大上段に入ってしまうと、私も給与所得者ではありますから、そういう意味で、給与所得控除で恩恵を受けている人から非常に反論が出てくる。いきなり給与所得控除を剥ぎ取るみたいな議論をしているわけで

はないというところを丁寧に10ページ、11ページでしていくところから入っていった方が良いのではないかと思います。

もう一つ、言いたいことをページ番号順に申し上げさせていただきますが、9ページの3行目に地方税の最後「その他」とあるのですが、この内容は良いのですが、別添資料との整合性が見えず、別添資料の「その他」というのはまた別のことが書かれているので、この9ページにある「その他」の4行分は「今後の進め方等」の中の1つの段落として入れるのが位置付けとして工程表上も良いのかなと思います。

12ページですが、私が冒頭申し上げたように、本来、所得計算上の控除を最初に問題にすべきだと私が思っているのは、給与所得控除と公的年金等控除の併用だと思っています。この12ページの前半部分の文言だと併用という言葉はもちろん出ておりませんし、これでは何を指しているかが若干抽象的になっていると思います。

確かに5行目からそれを含み込んだ、つまり、公的年金等控除以外の所得を得る者もそれなりの高い所得を得ていることが分かって、それが公的年金等控除の併用によって恩恵を受けていることがうかがい知れるとか、さらに5行ぐらい下にも、公的年金等が通常、経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段であるのに、必ずしもそうでない高額所得者については見直しを行うことが適当と考えられるとつながっているので、意図していることは、私と考えているところは同じなのですが、もう少し併用に関する問題点、所得計算上の控除が公的年金等の収入を受けている者の中で高収入の方々により多く恩恵が及んでいるという書き方、ないしはもう少しこの全体のトーンと合わせるならば、所得計算上の控除を所得再分配機能の回復に資するような見直しという形で、低所得高齢者に公的年金等控除を剥ぎ取るようなことを言っているわけではないということ、併用をやめさせろと言っているわけではないことがうかがい知れるようにしていただければと思います。

あと、14ページの「(4) 個人住民税のあり方」ですが、本日の議論の中で意見が出ていたように、確かにこれだけではデマケーションが分かるという感じになってしまうのですが、ただ「(3) 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度のあり方」を受けて「個人住民税のあり方」ということで最後を締めくくっているということであれば、ここの(4)の場所が適当と思われれます。ただ、今の文章だと(3)を踏まえた文言があまり多く見当たらないような気がしますので、その部分を書き足していただくのが良いのかなと思います。

最後ですが、「おわりに」のところは所得再分配機能の回復にも触れつつも、財源調達機能は極めて重要であります。特に、ICT化に伴う税務手続の電子化という話は当然積極的に進めるべきですが、まかり間違うと、この推進のために税額控除とか税制優遇とかインセンティブを与えろみたいな話になって、せっかくより適正に税収を確保しようという話でデジタルエコノミーの時代にそぐうような話をしているのに、そこからこぼれ落ちるような税制優遇等を与えるような話になってしまっている

ので、やはりしっかりここを書いていただくとともに、財源調達機能の話とともに、そういうようなばらまきというか、インセンティブを与えるという話とは少し違う話ではないかと思います。

○委員

ありがとうございます。

事務局の方で先ほど挙手がありましたので、お願いします。

○事務局

先ほど、国税と地方税で電子申告の部分の平仄が違っているのではないかという御指摘を賜りました。私どもも悩んだのですが、一つは、電子共同収納システムみたいなものが所得税、法人税、共通の課題であることとか、また、電子申告の部分につきましても、住民税の主たる電子化の主な部分が対個人というよりも、対企業特別徴収義務者との関係で述べているものですから、少し国税とは平仄の違うような書きぶりになっています。

書いた趣旨だけ御説明をさせていただきました。

○委員

ありがとうございます。

○委員

今までの議論の方向と若干違う点をお許し願いたいと思います。

7ページのデータ連携についてです。「税・社会保険・登記を含むすべての法人設立関係手続をオンライン・ワンストップ化する」という記述について、細かい話ですが、実務では設立に関するだけでなく、法人には例えば資本の増減とか本店移転とか、役員が変わったとか、そのたびに届出を出さなければならないので、設立のみではないという意見で「等」という字を加える配慮をしていただけたらと思います。

それと7ページから8ページです。今度の大きな改革の一つである、総務省が御提案の地方税の納税一元化は非常にメリットがあって、私どもも大歓迎をしているところです。そこでこの際、この場で申し上げるのが良いかどうかは分かりませんが、これから年末調整を行って、市町村に対しては、給与支払報告書、国税に対しては源泉徴収票をある限度額を切って提出するという運びになっています。これらの電子的提出の場合の一元化も踏まえまして、源泉徴収票というネーミングを全部、給与支払報告書等に変更できないかという御提案です。

私ども、幼年者から成人まで租税教育を行っており、税というのは徴収されるものではなく納めるものだということを意識的に言っているわけで、そういうところに源泉徴収票と言うと、取られているというイメージを持ってしまいますので、こういう大改革の際に改正できればという御提案です。

それと、またさらに細かい話ですが、12ページから13ページの「②経済社会のICT化等を踏まえた所得把握のあり方」について、大変正しい御提案だと思うのです

が、全体的に文章が長くて分かりづらい。10ページに参考としてドイツやアメリカではこうだと書いてありますが、ドイツではこうだということを文章の中に入れ込まないで、参考としてドイツではこう、アメリカではこう、イギリスではこうとしていただけでも、この文章がますます分かりやすいものになるのではないかと思います。

○委員

細やかな御指摘、本当にありがとうございます。

○委員

私はどちらかといいますと全般的なことを申し上げたいと思います。というのは、今回の全体の議論ですが、経済社会の構造変化、中でも社会の変化とテクノロジーといった点に対応してこのような議論ができてきたというのは、私は非常に時宜にかなったものだと思います。

特に、こういう議論を、国民的な議論として行っていくことは非常に重要だと思っています。このように申しますのは、こうした税を通じて安心感であるとか成長戦略のところにも位置付けるということは、今、色々言われております働き方改革を通じたヒューマンキャピタルと言いましょか、生産性を上げていくという意味で非常に重要な観点ではないかと思います。

特に今回、この働き方の多様化と高齢化という2つの軸が大きな社会構造の変化になりますが、対応できていないことを全面的に最初に指摘していることも重要ではないかと思っております。そういう大きな変化があるということに対して、それに対応した対応の仕方が必要だということ。特に、いわゆる単線的なライフコース、働き方にしても同じですが、そういうものにこれまでの制度が対応できていなかったことを前提とした議論を最初から行ってきたことが重要なのではないかと思います。

そういう観点からしますと、私は今回、案文をまとめるに当たり、リテラシーを上げていくことが非常に重要ではないかと思っております。場合によっては税務教育という部分も大切だろうと思っておりますし、ICT化、マイナンバーをいかに定着させるか。しかも時間軸の中でどう今後対応していくか。最後の方に自助努力という話がありましたが、これだけ多様化する状況においては、いかに自助努力を、しかもそれをどうサポートするか。そのための国民的な広報活動を示していくことは非常に重要だと思っておりますので、特にこういう場を捉えてそういう機運をより示していくことは非常に重要だと思っております。

先ほどまでの委員の皆さんの議論の中で、私も一つ感じましたのは、給与所得控除については、私も給与所得者の一人として、そこを早急にとというのはどうかという部分がありますが、一方で、公的年金に関しては、先ほど多様性、高齢化の中では、制度設計の当初から大きく前提が変わってしまった部分の典型的なものではないかと思っております。そうしますと、全世代型の制度を考えた上では、公的年金の制度については、それなりに一定の変化といったようなものは一つ合理性が高いのではないかと

と思った次第です。

○委員

ありがとうございます。

○委員

今日は起草の会議ということで、まず「②確定申告・年末調整手続の電子化」の一番最後、こうした取組を通じて、納税者の手作業を要する部分を減らしていく。納税者自身で正確かつ簡便に申告を行うことができる環境整備。これは非常によく考えられた良い表現だと思っており、何度も私も申し上げましたが、納税者の手作業によるミスは、税務当局にとっても非常にマイナスですので、効率性のために必要であると同時に、色々な情報があまり自分の知らないところで勝手に収集、蓄積されていくことに対する不安感が当然あると思いますので、納税者自身が正確にできるだけ効率的に簡便に申告を行うことのできる環境整備が大事なので、これはともに非常に大事な表現だと思っております。

あとは、働き方の多様化からお話が入っていて、これもやはり税制調査会ですので理論的にこうあるべきというのをどこかが言わなければいけないので、今までの古典的な仕組みをだんだん時代の変化に応じて変えていかなければいけないという意識を明確にすることはとても大事だと思います。

ただ同時に、誰が損する、誰が得するという話はここで言う必要は全然なくて、こういう案文を出すと、例えば給与所得控除に手をつける、前からそうですが、すぐサラリーマン増税と言われるし、そういうところにつながって特にマスコミでは言われることがあって、もちろん、色々な働き方、サラリーマンの数の膨大といったことがあることは事実なので、その中でここでは高額の方について、要するに今のような控除は要らないのではないかと、というように書かれる訳ですが、それにしても、きちんとそう読み取ってくれるかは発表の仕方もあると思いますが、よくよく注意しながら、捕捉率の問題とかまだあるではないか、実態はどうだとか色々言われると思いますので、出し方に注意しながらも、しかし、徐々に世の中が変わっていくので、必要な変化として提示していく、というスタンスかと思っております。

○委員

プレゼンテーションの仕方まで御心配いただいて、本当にありがとうございます。丁寧な御説明を心掛けたいと思います。

○委員

報告書全体は非常に分かりやすく書けていると思います。ただ、2つ指摘させていただきたいと思います。1つは報告書に関係するところで、ここではe-TaxとeLTAXが別のものとして記述されています。利便性の観点から考えたときに、やはり最終的にはワンストップ化するという事ですから、今日、明日、もしくは1年後、2年後の話ではないですが、将来的にはe-TaxとeLTAXは統合して、使う人は必要な情報だけ入

れば、国税と地方税の税額なり、法人の関係だとまた色々な問題があると思うのですが、できるだけ少ない情報の入力で二重の手間が無いようなシステムにしていくという記述があってもいいと思います。

実際、個人で確定申告する場合は、国税の方に確定申告書を出せば、その情報がそのまま地方自治体に行くので、個人としてはそれで済むのですが、やはり法人だと、私は法人関連の税務を行ったことがないので細かい部分は分からないのですが、色々大変なところもあるかと思います。国と地方の電子納入システムは将来的には統合して、できるだけ企業のコストが少なくなるよう目指していければ良いかなと思います。

それと、これは報告書とは関係ありませんが、先ほど捕捉率の話が出ました。私が知っている限り、捕捉率については、大田委員が調べられた以降、きちんとした研究を見たことはありません。現在、政府全体としてもEBPM改革を行うということできちんと実証的にデータを出して政策を作ろうという話になっていますので、財務省にもEBPM統括官ができると思いますが、捕捉率推定に使えるデータがあるのであればしっかり推定なり何なりして、データに基づいて今後も議論していただければなと思います。

○委員

ありがとうございます。

○委員

いくつかコメントさせてください。

まず、全体に関してはよくまとまっていると思いますが、初めのところでこれまでの経緯が書かれていて、これまで個人所得課税を扱ってきて、最近、電子化の話が入ってきましたということですが、この1ページ目の終わりあたりで今回はこの2つを整理して議論します。つまり、タイトルが「税務手続の電子化等の推進」と「個人所得課税の見直し」と書いてあるので、それを議論しますというところがあるので、最後のところにここでは何を議論しますというのがあってもいいかなと思いました。

それと、これまでの流れだと、個人所得課税があって、そこに電子化が入ってきているのですが、これは色々考えられた結果だと思いますが、順番としては、電子化の話があって、個人所得課税という流れになっているのは、電子化の部分は個人所得課税の見直しにつながっているからなのか、この順番がもし分かれば。個人所得課税の議論をして、最近の電子化を後に持ってくるというような、順番については考えられているのかと思いました。

それと、初めの電子化の部分ですが、まさにICTが日本社会を大きく変えようとしているというお話が初めにありますが、これがどのように便利で社会をどう変えようとしているのか。特に納税の分野で、例えば生産性や、コスト面、一部は書いてあると思いますが、効率性や利便性、透明性や安全性など、そういうところでICTの技術の変

化が社会全体、さらに税の分野でどういう効果をもたらしている、これを入れることがどんなに社会にとって重要で、実際、課題もあるのでしょうけれども、それを使えば国民にとって納税がどう変わるのか、もう少し初めのところで書いていると、もっと報告書の後のところで理解が進むと思いました。

10ページの真ん中あたり、議論になっている「税額控除方式」か、「逡減・消失型の所得控除方式」にするのかの両方の意見があったというお話がありますが、これは関連もしているので、「逡減・消失型の所得控除方式」にすると実際所得控除がなくなっていくので、この関連でそれぞれを実際なくすと増税になる訳ですが、それが公平な仕組みにつながるということについて、それぞれの効果と、それぞれは単なる増税、先ほどの議論にもありましたけれども、増税ではないという公平性の観点からということも少し書き入れておいた方が良いと思いました。

あとは11ページ、12ページのところで、増税ではありませんが、例えば「見直し」という言葉が入っているのですが、実質的に読んでみると、控除を引き下げていくことが明らかですから、見直しと書かずに「実質引下げ」と書いた方がより分かりやすいと思います。そこはニュアンス、色々な理由があるのかもしれませんが、流れとしては、もちろん単なる増税ではなく、公平性の面と書いた上で、見直しという言葉よりも引き下げだったら引下げと書いた方が分かりやすいと思いました。

○委員

おっしゃる通り、必ずしもネット増税ということではありませんので。ありがとうございます。

○委員

12ページからの「経済社会のICT化等を踏まえた所得把握のあり方」に関して、意見とコメントを申し上げます。

この点に関しては、前回、デジタルエコノミーということでも広く捉えてはどうかとお願いをして、そのように書いていただいて大変ありがたいと思います。

各部に関しては、もう少し簡単に書いたらどうかというご意見もありましたが、ここで議論していることは、従来の調査権限が及ばないところに対しても調査ができるようにしよう、間接強制調査ができるようにしようということですので、やはり慎重な議論の進め方が必要だと思います。なぜそういう権限が新たに必要となるのかをきちんと説明していく必要がある、税制調査会としてはそうすべきだと思います。

そうだとすると、この書きぶりは、例えば最初の1パラグラフをもう少し簡単にすとか、そういった方法もあるのかもしれませんが、やはり、これまでの順序に従って、現在はうまく調査できないという事情があり、この春に海外調査を行って、外国はどうなっているかを調べに行った。その結果として、法定調書のほか、コミュニケーション権とジョン・ドゥ・サモンズという2つのものがあることが分かった。こういう順番に書いていって、そして、今後、どういう議論が必要かを示唆することになる

ので、基本的な流れはこれで良いのではないかと考えています。具体的な外国としてはフランス、イギリス、アメリカ、ドイツとありますが、カナダも調べました。カナダはきちんと法整備している国ですから書いても良いのではないかと思います。

あと前回、義務的開示制度のところをBEPS関係で少し意見を述べましたが、そのことに関連して申し上げます。「老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度のあり方」の前、なお書きで国際課税の文脈では、国際的租税回避商品の購入者等の把握が重要になっていると書いていただき、ここも非常に大事ではないかと思えます。これは「なお」と書いてありますけれども、「また」ぐらいでも良いのかなと思うのですが、とにかく現在でも、ある租税回避が発覚すると、それを提供したのが誰かということまでは分かります。いわゆる前回申し上げたプロモーターという人まで分かるのですが、では、そのプロモーターのところに調査に行くと、他の誰にそういう商品を売ったのかという調査が、今は純粋に任意のものに限られています。これは非常に問題なので、今後、検討を続ける必要があると思えます。

○委員

理論的な御意見、ありがとうございます。

○委員

文案を取りまとめていただいて、ありがとうございます。

3点申し上げたいと思えますが、1点目は、ここの全体の議論の流れに掉さしてしまうことですが、私自身が日頃、地方に行くことが多いことあるのですが、決済のオンライン化になじみの無い地域がまだ全国各地にあるということです。もちろんICT化はもう世界的な流れになっていますし、それを活用することで納税についても申告についても簡便で正確な申告のあり方を考えていくことが大事だというのは、まさにその通りだと思います。

すでに意見があがったように、必要なリテラシーの確保が大事だということも全くその通りだと思っています。ただ、他方で、いまだに紙ベースで色々やりとりをしている方たちを見ていて感じるのは、紙には紙の効率性、メリットがある。紙は全体が一度に見渡せるという良さがある訳です。それはそれで紙を使っているメリットがある訳で、そう考えたときに、もう全体をICT化だからICT化に向かって進んでいくのが良いのだという書きぶりになっていますが、やはり一度に全体の体系が見渡せることでミスに気付くことの良さもあると思えますし、これからデータを保存しながらICTでやりとりしつつ、恐らく実際、それぞれの省庁でまたそれをプリントアウトしてチェックされたりというところで、必ず紙は出てくると思えます。

実際に海外調査に行ったときにも、アメリカでもカナダでも、一定の紙は必ず残るだろうと政府の方がおっしゃっていて、そこに対する対応は当然考えていかなければいけない。それはリテラシーのところ、あるいは以前、別の委員がおっしゃられた通りで、ICTに対して対応できていない人への支援が必要だというのは一方の方法だと思

うのです。その一方で、逆にデジタル化して全部データ化された数字自体の取扱いをどうしていくのかという場面で、それをそのままデータでコピーしてしまうことに対するリスクもあるし、逆にそれを今度紙でプリントアウトし、チェックするという流れも含めて、紙を使う場面もあるでしょう。何か単にICT化すればいいということではなく、ぜひ保存のあり方ですとかコピー、複製をした場合の対応ですとか、逆に計算はデータの方が非常に効率的だとかそれぞれの良さを踏まえて、両方を使用することをもう少し考えておく必要があるという感想を持ちました。

具体的には、例えば書面ではなくデータのままでいくのがいいと書いてしまっているのかなというところは若干気になりますので、そのあたりの文言を例えば「書面の通知が残らないような姿を目指すべき」と、ここまで本当に書き込んでしまっているのかと大変気になるので、少しお考えいただけないかというのが1点目です。

2点目は、先ほどの意見と関わるのですが、第三者に対して不特定の納税者に対する情報の提供を要求する仕組みですが、このあたり、非常にしっかりした手続のもとで踏み込んでいるところがあるので、ぜひそこを丁寧に書き込んでほしいというのが私の気になったところです。

それとの関係で、書かれている場所に距離がありますが、3ページで「官民併せての幅広いデータ連携」という書き方をされていて、これは多分違う意味で使われていると思いますが、「官民併せての幅広いデータ連携」というところは、恐らく企業側のデータ提出であるとか医療機関からのデータ提出とか、そういうことを意味していると思いますが、「連携」の使われ方が表現として非常に気になりまして、もう少しどういうものを指しているのかということが分かる形にしておく方が誤解がないと思いました。

3点目ですが、地方税の納税の一元化が書かれていますが、以前にも申しましたが、逆に地方税の納税の一元化をシステムで組んでいこうとすると、地方自治体の課税自主権を行使しづらくなってしまう可能性がないかということをお大変気にかけていまして、当然システムがきちんと整備されていけばいいという話だと思うのですが、ぜひそのあたりは阻害しない、ある意味、当たり前のことではありますが、そういうことに触れていただけるといいと思ったところです。

○委員

ありがとうございます。

○委員

これまでの私たちの議論を踏まえて、この原案についてはおおむね私もよくまとまっていると思います。ただ、1ページ目のこれまでの経緯をまとめた部分と最後の「おわりに」の部分の整合性についてやや問題意識を持っています。というのは、1ページ目に「税務手続の電子化等の推進」、「個人所得課税の見直し」という2つのタイトルを掲げているが、「おわりに」で触れているのは「個人所得課税」のみです。

やはりこの流れで言うなら「おわりに」のところにも「税務手続の電子化等の推進」に絡む部分、要するに国民にとって利便性が高まる、あるいは公平な課税の実現を私たちは考えてまとめたのですよということを1ページ目に書いていますが、「おわりに」にも改めて、我々が考えているのは、今の新しい流れの中で、税務の事務の適正化、ICT化を活用したものを考えたのだとアピールすべきだと私は思いました。

2点目は、やはり「おわりに」のところの「個人所得課税の見直し」ですが、「公的サービスの財源調達機能」は、大変重要であり、指摘することは賛成しますが、ここでこれだけだと特に2段落目、ここに書いていることはその通りなのです。人々の生活に密接に関連するとか、国民の意識や価値観にも深くかかわる、これは当然ですが、今のこの世の中の流れで問われているのは、財政危機の中、少子高齢化が非常に進んでいる中で、全世代型の社会保障制度を総理が作りましようと呼びかけている。そうしたことを踏まえて国民に幅広く全世代型社会保障はどうあるべきなのか、そういった視点が今、我々に突きつけられている課題なのだ、よってそれを踏まえて幅広く国民的議論が行われることが大切なのだという論旨で書いた方が良いのではないかと思います。

丁寧に書かないと、財源調達機能だけ着目されてしまうと、他の委員もおっしゃられています、すぐ増税、サラリーマン増税なのかとなってしまうので、そういう単純なものではなく、今の財政を踏まえて全世代型で支える税制はどうあるべきか、みんなで考えてみましようというメッセージを送るべきだと考えます。

○委員

ありがとうございます。

○委員

働き方の多様化を踏まえた所得計算のあり方として、「所得計算上の控除から人的控除に負担調整のウェートをシフトさせる」と書かれていて、ここは大変重要な箇所だと思います。その後、給与所得は概算控除としては手厚過ぎるから問題がある、と。公的年金等控除は年金課税のあり方として問題がある、と指摘されているところまでは良いのですが、結局、結論は、高所得者だけに課税を強化しましようという、働き方の多様化とはほとんど関係ない結論になってしまっています。

今回のこの答申は、問題点を整理した上で、まずはすぐにでもやれることをやるという位置付けだと受けとめております。従って、意見としては、「おわりに」のところで、単に差引の減税はだめだと書くだけではなく、税制というのは「公的サービスの財源調達機能」だからこそ負担のあり方は時代に応じて常に見直していかなくてはならないこと、今回の答申を第一ステップとして働き方の多様化に応じた見直しを今後とも行っていくことが必要であるということ、を書いた方がよいのではないかと思います。

○委員

細やかな御配慮、ありがとうございます。

○委員

報告書の柱が電子化、ICT化、今の時代の潮流を正面から受けとめて書かれているのは大変結構なことだと思うのですが、今、何をしようとしているかと言うと、国家の基幹システムをつくろうとしているわけです。手段としてスマートフォンによる納税であるとか組織間の情報共有であるとか、色々な手段は箇条書き的には書かれているのですが、それをつなぎ合わせると何ができるかと言うと、やはり国家基幹システムとしての信頼度というのが一つ大きなテーマになると私は思っています。

この信頼性については、ハードやソフト、いろいろな切り口があると思いますが、例えばリテラシーについて、委員の先生方も何人かおっしゃいましたが、納税者側、国民側にリテラシーを求める記述はありますが、運用側のリテラシーには触れていないのです。やはり役所側の習熟度はとても問われるところだと思いますし、習熟だけではなく、今、大学の中などは学籍番号で学生を全部管理してしまっていて、レポートの提出も出欠管理も図書館で本を借りるのも全部オンラインでペーパーレスで、教授会も資料などは全部空間に置いてあるものをBYODで自分たちで引っ張ってきて読む。そういう時代に、個人の情報に誰がどこまでアクセスできるのかということが一番気を使うところです。指導教授だけなのか、学部長まで見て良いのかとか、保護者はどうするのかとか、そういうアクセス権についてのきちんとした仕組みがないと、信頼できるシステムとして、しかも国家の基幹システムを運営するという意味では、少し不安かなと思いますので、ぜひそのあたりの記述を入れていただければと思います。セキュリティについては色々なところで話も出ていますし、まとめて書いていただくと良いと思います。ウクライナなどは今、国家全体がサイバー攻撃で大事な情報が消えてしまったということもありますので。

もう一つは、報告書自体の説得力として、例えば税と社会保障と色々なものを連携してワンスオンリーでと書いてありますが、親戚のお手伝いをした時に、現実に年金の手続に行こうと言うと、市役所でもらってきた書類を紙で持っていないとマイナンバーも住民基本台帳番号も何の役にも立たないのです。市役所で戸籍謄本から何から全部取得して持ってきてくださいという現状で、実感として、この利便性を感じられない段階で税金については便利だからこうしなさいと言っても、国民に対する説得力があるのだろうか。だから、行政側でできることを一刻も早く実現しないと机上の空論になってしまうのではないかと危惧いたしますので、ぜひそのあたりのところも書き込んでいただければありがたいと思います。

○委員

ありがとうございます。

○委員

私も全体には賛成しているのですが、最後の個人所得課税のところについて、若干

不満があります。

案文の冒頭では、控除の問題と老後の問題と働き方ということで、「(4) 個人住民税のあり方」の方では控除の問題について触れられているのですが、ただし書き的なものを書いてあって、こういうことが前提であるとか、こういう性格のものだということが書いてあって、これでどうするのかというところがあまり見えない。

恐らく、全体にこういう問題を取り上げている理由としては、少子高齢化とか産業構造の大きな変化、それに合わせて税制をどうするかということでこの議論をしてきたと思います。少子高齢化にしても産業の変化にしても、大きなしわ寄せを受けているのは、むしろ都会より地方だと思うのです。働き方改革と一口に言っても、地方で付加価値の高い仕事や、そういう雇用機会は都会に比べると多くありません。ですから、基幹税制としての地方税、これを将来どうしていくのかという大きな姿がこの文章の中からは見えないということで、もう少し危機感を出していただいて、基幹税制として地方税を体系的に守っていく、強化していくにはどういうことをするのかということをもう少し書き込んでいただけるとありがたいと思います。

○委員

重要な御意見、ありがとうございます。

○委員

私も全体的に見まして、一般の人はなかなかこの内容を理解できないのではないかと思います。というのは、電子化すれば便利になりますというのは、多分そうだろうなというぐらいでしかないので、もう少し何か具体的に、その端的なものが、例えばマイナンバーカードも便利になるからと言ったのに約10パーセントしか実際に持っている人がいないということは、どうしてそれが必要で、どう便利になるのかが一般の人に私も含めて実感できていないことに原因があるのだらうと思います。もっと言えば、マイナンバーカードをなぜみんな取得しに行かないのかといたら、無料だからと言われても、その利便性が分からない。カードと言ったらポイント制みたいなことを言う人まで出てくる位ですから、普及させるには何らかの努力が必要。

例えば、マイナンバーカードを持っていたら毎年税金がわずかでも安くなるとか、例えば寄付金控除を受けることができるふるさと納税を皆さんこぞってされることから見れば、一般の人はその位のことでないとなかなか便利便利と言われてもできないのだということを踏まえた上で、もう少し丁寧に便利さを書いていただきたいと思います。

税金を高所得者の方からいただくということですが、そのためには、いわゆる捕捉率の格差についても取組むべきで、やはりサラリーマンは取られ感があるというのが一般的な状況ですので、そのあたりのところはそういう誤解の無いような説明をきちんとしていただくと同時に、それで例えば捕捉したものがどのように使われるのか。消えた年金みたいなことになるようなものではないと明確に、もう少し具体的に書き

込んでいただければ理解が進むと思います。

○委員

マイナンバーポイントというのは行動経済学的で最新の感覚ですね。ありがとうございます。

○委員

私も今回の報告については、働き方の多様化や高齢化、経済のICT化やそういった環境変化を踏まえたものになっていると思います。

3点ほど申し上げたいのですが、1つは多くの方がおっしゃったのですが、納税者の人にとって、いかにそういったICT化が理解されるかに意を配った書きぶりに気をつけていただきたいと思います。セキュリティやプライバシーの話、地道なITリテラシーへの普及活動など書いてはありますが、例えば全体の改ざん防止についてこういった体制がとられているということや、そういった納税者の不安に応えるものがしっかりと書かれている案文にしていきたいと思います。

もう一つは、「規制改革実施計画」にも書いてありますが、電子化を進めることによって国の行政コストを小さくするというのが少し弱いと思います。OECDの調査などを見ても、税務の効率性という意味では先進国の中で日本はかなり低いので、効率性の面だけですが、そういった意味でも先進国になるように、行政コストをいかに減らし効率的にしていくかという視点も非常に重要なので、そこも書いていただけると良いのではないかと思います。

私も「おわりに」のところですが、やはりまだこれからも見直すべきことが随分あると思います。色々論点は書いてありますが、今後について言及していただき、これがまだ第一歩であるという書きぶりをしていただくことが必要ではないかと思います。

○委員

ありがとうございます。

○委員

私は、全体的な評価もそうですが、とりあえず修文的に11ページのところ、これは個人所得課税全体のことを網羅して言及していますが、少なくとも小見出し的なところで給与所得控除と公的年金等控除、この問題についてずっと意見が出てきていたわけですから、その部分については見出しをとるような感じで言及してもらえればと思います。こういう報告書を誰が読むのかというと、マスコミがまず第一に読んで原稿を書くので、ここをきちんと読んでもらいたいと分かるようにしていただきたいというのが一点。

それと、これは電子政府、電子納付もそうですが、先ほどから何人かの委員が御指摘されていますが、こういうことを進めていくことが日本のこれからの社会経済にとって大事なのだ、誰のためでもないのだ、生産性向上、成長の促進のための効率化という目的というか、最終的な狙いについてももう少し言及、エンドースして税制から

も支えていくのだという書きぶりにした方がより分かりやすいというのが感想です。

○委員

見出しの打ち方というのは重要ですね。

○委員

先ほど指摘された給与所得控除、公的年金等控除をICTのところで議論させていただきましたが、今度は個人所得課税改革のところで、この案文の趣旨を国民に訴えられるかという観点から議論させていただきます。10ページ、これは「働き方の多様化等」となっていますが2つあって、「働き方の多様化等を踏まえた個人所得課税のあり方」とあり、つまり、働き方の多様化から出てくるのは給与所得控除の見直しで、あるべき税の仕組みから行わなければならないのは公的年金等控除の改革なわけです。案文が分かりにくくなっているのは、先ほどの御意見の中にもありましたが見出しが必要だと、どうしてそういう御意見が出てくるかという、給与所得控除と公的年金等控除の関係がどうなっているのかがはっきりしていない。だから、私的に言えば、働き方の多様化とあるべき税の仕組みに関するものが、すなわち、給与所得控除と公的年金等控除の見直しなのです。

ポイントですが、11ページに公的年金等控除が書いてあって、そして、第2パラグラフの2行目、働き方の動向としては云々と書いてあって、したがってというところの後から、特定の働き方等による収入のみ適用される給与所得控除や公的年金等控除云々。これは文章がおかしくて、あくまでも特定の働き方等による収入に適用される公的年金等控除（所得計算上の控除）、ここはもう給与所得控除について言っているのだ。なぜ給与所得控除がふさわしくないかという、現代の働き方にマッチしていないから、かなり上位の上の概念的なところでだめなのだ。

次につなげるとすれば「したがって」ではなく、「また」だと思うのです。また、給与所得控除については概算控除と言うけれど、あまりに控除が大き過ぎるのではないかという指摘になってくる。ちなみに、給与所得控除については文章が長過ぎて、読み切れない。途中でダウンしてしまうと思いますが、ここは「また」なのです。

なぜ給与所得控除が望ましくないかという、働き方にマッチしていないから。また、控除額が大き過ぎるということで、では、次に下のほうで公的年金等控除というパラグラフがありますが、所得計算上の控除としては公的年金等控除もある。ここで次に公的年金等控除の議論をして、なぜそれは望ましくないかと言えば、課税の仕組みが税金に合っていないからだ。「EET型」であるべきなのに「EEE型」ではないか。だから、本来は「EET型」にして人的控除をそこで組み合わせた形にすべきだ。しかし、公的年金等控除は公的年金以外の所得を得ている高齢者にも適用されるからおかしいではないか。

ともに概念的に見て給与所得控除はなぜ望ましくないかという、働き方にマッチしていない、もう時代についていけないのです。その実態もよくない。

公的年金等控除は、とにかくカテゴリーカルにこれはだめなのだ。だから、それは「EET型」にしてきちんと人的控除で処理しましょう。あとは額も大きいということで、2つに議論を仕掛けていくという概念化が要ると思いました。

若干冷やかしのことを言いますが、9ページで「現在の個人所得課税の仕組みは、学校卒業後、1つの会社で定年まで勤めあげ、年金生活に入るといったライフコース」というように書いてありますが、こんなことを考えている人はもはや現代ではないと思います。ライフスタイルが変わったことで、ライフコースが変わってくる。だから、私は古臭過ぎるなと思います。変わったのはライフスタイルであって、だから多様化しているのだという議論だと思います。

○委員

ありがとうございます。

○委員

今の点、こだわりますが、2つの話があると思うのです。1つは控除の適正化の問題と、もう一つは働き方の多様化への対応。まず給与所得控除は何かといったときに、それは経費ですね。経費の控除であって、いわゆる負担調整ではないということであれば、現行の給与所得控除は高過ぎる。それを適正化しましょう。要するに基礎控除を含めて人的控除に回すことによって所得再分配機能の回復に努めましょう。同じことは実は公的年金等控除にも言えるのです。給与所得控除でさえ、今、頭打ちで抑えようとしているのだから、公的年金等控除もそれに合わせて、やはり適正化。少なくとも所得の高い人については頭打ちの部分をつくる。今、青天井ですから頭打ちも含めて考えましょうという整理が一つあると思います。

もう一つは、働き方の多様化に対する対応です。給与所得控除はあくまでも概算控除で、事業所得は実額控除でやるという違いは残っていて、給与所得控除を下げれば、特定支出控除の適用が受けられる人たちが増えてくる訳です。給与所得控除額の2分の1になるから。そうすると、もちろん、きちんと支出が証明できることを前提にすれば、これからサラリーマンの人たちでも特定支出控除を採ってもらった方が有利な人たちが出てくるでしょう。そうすれば、実額控除、要するに事業所得とも平仄が合うので事実上同じ扱いをしていることになります。ただ、一般のサラリーマンが特定支出控除を適用するのは結構大変なので、そこでマイナポータルを使いましょう。そこに経費の全部情報を入れていって、それで確定申告も簡単にできるようにしましょうという整理があつていいと思うのです。

本当は、事業所得の中でも2つの分類があつて、1つは昔からの事業所得である「伝統的自営」。それがいわゆるクロヨン問題だと思うのです。これは今後残った課題です。もう一つは、新しい事業所得である、「雇用的自営」です。私たちはこちらを念頭に置いている。この人たちについては、今、言った通り実額控除という選択肢があつてもいいし、証明できないのであれば、逆に彼らもあたかもサラリーマンであるか

のように給与所得控除という概算控除、もちろん今の概算控除ではなく適正化された概算控除を受ける権利はあってもいいのかもしれない。

ただ、今回の税制調査会で事業所得をどうするかという議論をしていないので、今、この案文で書けるのは、給与所得控除の中でどのように事業所得と平仄を合わせていくかということだと思うので、私は、給与所得控除について、働き方の話、多様な働き方と関連付けるというのだったら、特定支出控除のところにもうまく言及して、事業所得者との平仄を揃える方向にいるということを使うのも一案かなという気はします。

少なくとも10ページのところの「①働き方の多様化等を踏まえた所得計算のあり方」では、2つの議論を混在しているので分けた方が良いでしょうと思います。

○委員

真っ白いキャンパスに絵を描く時と違い、やはり現行の制度を前提として少しずつ見直していかざるを得ないというのが制度改正の宿命ではないかと思っております。その時に誰かがメリットを受け過ぎているからけしからんというのではなく、どなたかが苦しんでいらっしゃるから、その方々をどうしたら救済できるのかという、私たちはそういう気持ちで議論しているわけですし、それは端的には1ページ目の第2段落に、「安心して結婚し子供を産み育てるようにするなど若い世代に光を当て、」とありますが、これが実はこの報告書の全てではないか。全てと言うと言い過ぎですが、かなりのポイントではないかと思っております。議論すればいくらかも広がっていくのですが、少しずつ頑張っていきましょう。まだ任期はありますし、この報告書で全てが終わりではありませんから。ご発言されている委員の方々のお気持ちはとてもよく分かりますので。そこはできるところからいきたいと思っております。

なお、クロヨンという現象が今もあるかのような御発言については、法律制度を40年見てきた人間として、そう甘いものではないという気がしています。

○委員

おっしゃるとおりです。

○委員

そこはお考えの差ですけれども。

○委員

要するに、そういう雰囲気は一般には残っていますよということは、重々踏まえた上でないと、正しく伝わらない恐れはあります。そこは十分考慮していただきたい。

○委員

ありがとうございます。

もちろん、それは色々なことを踏まえてというように思います。

○委員

今の話と先ほどの話、まず10ページの「①働き方の多様化等を踏まえた所得計算のあり方」は給与所得控除と公的年金等控除の2つに割る必要はないと思います。結局、我々が一番言いたいことは、給与所得控除を狙い撃ちで概算控除を止める方向なのかと錯覚されることこそが一番、今まさに避けるべきだと私は思っています。

ところが、この文章の初めは経済社会のICT化と働き方の多様化という話から始まっている以上、所得計算上の控除は給与所得控除の話から始めざるを得ないですが、では、今すぐ給与所得控除を見直しできるのか。しかも実額控除や、さらには、現状でも1,000万円超の収入がある場合、給与所得控除額の上限が220万円になっていて、それをさらに下げるということですか。それが真っ先にやりたいことですか。

それは機が熟していないと思いますから、いきなり10ページの①のところで給与所得控除の話と公的年金等控除の話を分離すると、当然先に給与所得控除の話が来るということは誰の目にも明らかで、順不同のつもりで書いていたかもしれないけれども、確実に読み手は、給与所得控除は先で、公的年金等控除は後だと読みます。そうすると、我々は本当に給与所得控除が先で公的年金等控除は後で良いのかと言ったら、それは総意ではないと思いますし、私も先ほど来申し上げているように、まず先は給与所得控除と公的年金等控除の併用という想定していない事態がかなり顕著に起こっていることに対してどうするかという話がよほど先ではないかと思うわけです。

ですから、ここを2つに割ってしまうと、確かに分かりやすいですが、それは次のステップとしてあるということを示す条件でなければ、2つに割ると、相当波紋を広げることになって、変えたいことは何も変えられない結果に終わってしまうのではないかと懸念を大変強く思います。

確かに私も先ほど来申し上げているように、捕捉率の話も、確かにそうした都市伝説があることはよくよく承知していますが、それは個人所得課税のあり方とは違う、つまり、納税の適正化という話によって、それがよりよく実現される話だと思うので、ここで給与所得控除の話に絡めて捕捉率の話はすべきではない。むしろ給与所得控除が真っ先に改革される対象であると印象付けることなく、できれば公的年金等控除と給与所得控除の併用の問題について、所得再分配機能の回復に資するような見直しにつなげられるようここで言うべきではないかと思います。

○委員

先ほど委員の方の御意見がありましたけれども、みんなの気持ちを考えると。不公平に扱われているという気持ちがそこにある限りは、そういうことをなるべく直す方向で我々は頑張っていることを丁寧に御説明申し上げます。こういうことでよろしいですか。

○委員

そこは配慮していただきたいと思います。

○委員

もちろん、そのつもりでして、誰かが割を食っているようなことはないように、今よりも良い形に直していきますということで丁寧に御説明したいと思っています。そのためのこの案文ですので、よろしく願いいたします。

熱心に御発言いただいて大変に光栄でございます。

本日御提示させていただきました文案については、今いただいた御意見を踏まえまして、事務局とも相談の上、私の方で加筆修正したものを次回の総会で改めて皆様にお示しした上で取りまとめることとしたいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。

それでは、次回総会の日程などについては事務局から御案内しますが、次回は通常の総会形式で、つまり、記者の方にも公開の形で開催したいと思います。

冒頭に申し上げましたが、この後の記者会見で本日の議論の概略をプレスの方々に私から御説明いたしますが、その際の対応等につきましては、私に御一任いただければと思います。

それでは、今日はこれで終了にいたします。

どうもありがとうございました。

[閉会]